南九州市予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月10日

南九州市長　塗木弘幸

南九州市規則第43号

南九州市予算規則の一部を改正する規則

南九州市予算規則（平成19年南九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項を次のように改める。

２　市長は、繰越額が確定したときは、施行規則第15条の５の規定による事故繰越し繰越計算書を調製し、議会に報告するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。